

絶滅危惧種保護法の評価

今村隼人

ESA が開発を促進してしまう矛盾

- 絶滅危惧種の多くは **私有地** に生息している
- 開発規制はあるが、土地所有者への **十分な補償がない**
- 結果、所有地に「逆のインセンティブ」が働く
 - 「規制される前に開発してしまおう」という **駆け込み開発** が発生
 - (Preemptive habitat destruction)

分析方法 : Ferraro et al. (2007)

- データと結果変数 Y_i
 - アメリカ国内の絶滅の恐れのある生物 i の 絶滅危険度指数
- トリートメント変数 D_i と比較対象
 1. リストへの 指定のみ
 2. 指定 + 高額 助成金
 3. 指定 + 少額 助成金
- コントロール群 : ESA 未指定

推定結果と考察

考察: リストの拡大（指定）だけでは不十分。開発規制に対する補償など、**十分な助成金の拠出**こそが重要である。